

質問書に対する回答書

令和元年5月23日

物件番号 : 西はりま第6号

物件名 : 連絡車購入

1	(質問内容) 車両に係る自動車重量、自賠責保険料、リサイクル料は当組合が負担すると記入されていますが、入札の金額の中に加えなくてもいいのですか？
	(回答内容) お見込みのとおり。
2	(質問内容) 自動車税と自動車取得税の税金は西はりま消防組合にかかるのですか？
	(回答内容) 地方税法（昭和25年法律第226号）第115条（自動車取得税の非課税等）及び第146条（自動車税の非課税の範囲）の規定により、国及び地方公共団体等が購入する場合、自動車取得税及び自動車税はかかりません。
3	(質問内容) ①仕様書 6 補足（3）は永久抹消登録の手続きをすることとありますが、下取り車があるのでしょうか？あるとすれば、車両情報を教えてください。
	(回答内容) 下取り車では無く、引き取りいただく車両については、「トヨタ カルディナ、KB-CT198V 改、平成7年式、171,898km 走行、赤色回転灯等の艤装あり」となります。この車両について、永久抹消登録の手続きをお願いします。
4	(質問内容) 車両を落札させていただいた場合、今後の車検、メンテナンスは落札店でさせていただけるのでしょうか？
	(回答内容) 車検やメンテナンスは、その都度見積り合わせにて業者を決定し、実施します。